

公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について

制 定 平成26年 1月24日 九運公第76号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「運賃の変更命令について」を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 1月24日

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

1. 運賃の変更命令の対象となる運賃

(1) タクシーに係る基本運賃

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月24日付け九運公第75号。以下「公定幅運賃公示」という。）」3. (1) ③に定める公定幅運賃の範囲内でない基本運賃。

(2) ハイヤーに係る運賃

公定幅運賃公示3. (1) ③に定める下限運賃を下回る基本運賃。

(3) 割引運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月18日付け九運公第50号。）」1. (3) ニ又は(4) ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、公定幅運賃公示3. (1) ②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものであって、公定幅運賃の範囲内でない運賃。

(4) 定額運賃

- ・公定幅運賃公示2. (2) において定める定額運賃のうち、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらないもの。

2. 運賃の変更命令の発動手順

- ① 事業者の届出運賃が、1. に該当する場合、当該事業者に対し、公定幅運賃に適合する運賃を届け出るよう指導することとする。なお、当該指導は状況に応じて複数回行うこととする。
- ② ①の指導後、正当な理由なく公定幅運賃の範囲内の運賃を設定した運賃変更届出がなされない場合は、公定幅運賃の適用日以後に、次に掲げる勧告を実施する。
 - (イ) 公定幅運賃の範囲内の運賃を設定した運賃変更届出を15日以内に行うこと。
 - (ロ) 当該期間までに運賃変更届出を行わない場合は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という)」第16条の4第3項の運賃の変更命令の対象となること。
- ③ ②の勧告から15日経過後、当該事業者が公定幅運賃に適合する運賃を設定した運賃変更届出を行わない場合は、運賃の変更命令を発動することを前提に、行政手続法に基づき当該事業者に対し弁明書の提出の通知を行ったうえで、運賃変更命令を発令することとする。

なお、当該命令書には、運賃変更届出書の提出期限として、15日程度の期限を付すこととする。
- ④ 当該命令書に記載した提出期限までに、公定幅運賃の範囲内の運賃への変更届出がなされない場合は、運賃の変更命令違反に該当するものとして、行政処分に係る所定の手続きに移行することとする。

3. 発動手順の特例

- ① 法第16条の4第1項違反による処分を受けた事業者が、公定幅運賃の範囲内でない運賃を設定した運賃設定(変更)届出を行った場合、2. の手順のうち、①を省略してもよいこととする。
- ② 前①の他、やむを得ない理由により2. ①を行うことができない場合等は、2. の手順のうち①を省略してもよいこととする。

4. 適用順位

運賃の変更命令の対象となる事業者が複数存在する場合は、原則として運賃の届出を行った事業者の順に2. の手順に従い変更命令の発動手続きを開始することとする。ただし、必要に応じて公定幅運賃と乖離の大きい事業者を優先的に取り扱ってもよいこととする。

附 則

本公示は、平成26年 1月27日から適用する。